

# 第四回東京都北区景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成30年2月6日(火)  
午後2時～午後3時25分

◇ 場 所 北区役所滝野川分庁舎大会議室

◇ 出席委員 16名

会 長 北 原 理 雄

委 員 吉 村 晶 子 雨 宮 護 村 井 祐 二

小 池 た く み 近 藤 光 則 宇 都 宮 章

赤 江 な つ 安 住 孝 史 遠 藤 千 代 美

木 佐 貫 正 宮 川 淳 子 矢 吹 静 子

松 浦 い づ み 浅 川 謙 治 早 川 雅 子

◇ 欠席委員 3名

委 員 中 須 賀 淳

委 員 村 瀬 智 行

委 員 中 嶋 稔

## 1. 開 会

(まちづくり部長)

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第4回東京都北区景観づくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

## 2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員の紹介を行う。

## 3. 出席委員数の報告

(都市計画課主事)

※18名の委員のうち、現在14名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

## 4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う

## 5. 会長・副会長の選出

(まちづくり部長)

北区景観づくり条例施行規則第30条第2号に基づき、同審議会委員の互選によって、会長・副会長の選出を行う。

## 6. 議 事

(会長)

それでは、進行役を務めさせていただきます。皆さんよろしくお願いいたします。

先ほど、事務局からご報告がありましたように、本日の会議は有効に成立しています。本日の議事録作成に当たって、議事録署名人を私のほかにもう一人お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

これから議事に入りますが、この審議会、原則として公開で行うことになっています。傍聴希望者の方がいらっしゃいましたら入場を許可いたします。

《 傍聴者入場 》

(会長)

それでは、本日の議事に入ります。お手元の資料の審議会の次第をご覧ください。

まず初めに、事務局から、議事の1番目になりますが「新たな景観百選」について説

明をお願いします。

(都市計画課長)

それでは資料の1、「新たな景観百選について」ご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

新たな景観百選は、昨年開催されました第3回審議会におきまして、検討会の設置についてご了承いただきました。景観百選の選定、審査、選考に関する事などについて、この間、検討を進めていたところでございます。本日は、昨年3月、12月の2回開催された検討会での検討状況や、候補地の応募状況、今後の投票の実施に向けた方法、スケジュール等についてご説明、ご報告をさせていただきます。

まず、「新たな景観百選」、「新景観百選」の名称についてでございますが、候補地を募集するに当たり、第1回検討会で名称についてご議論いただきました。恐れ入ります、別添の景観づくりニュースの3号をご覧くださいと思います。カラーのパンフレットになってございますけれども、こちらをお開きいただきまして、見開きの2ページ左上になりますけれども、名称を「みんなでつくる「北区景観百選2019」」サブタイトル、「～すてき再発見 さがそう！北区の魅力～」とさせていただきます。

本日の説明資料においては、「新たな景観百選」「新景観百選」とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

同じページの中段に選定スケジュールがございます。新たな景観百選は、候補地の募集を行い、候補地への投票結果を踏まえて選定をいたします。候補地の募集は昨年6月20日から9月8日まで、都市計画課の窓口、各地域振興室へ投票箱を設置するとともに、学校や町会自治会へチラシの掲示をする形で募集をしたところでございます。

資料1-1の資料にお戻りください。表紙をおめくりいただきまして、1ページになります。応募の結果でございますけれども、応募件数は437名から648件の応募がありました。区内の小学校6校からと、庁内の職員による応募が多く、郵送で応募された方は余りおられませんでしたが、写真つきで一人で100件近く応募いただいた方もおりました。

同一箇所に複数の応募がありましたので、箇所数としては341箇所ほどになります。年齢別では小学生、60代の応募が多く、ほとんど北区在住在勤者の応募となっております。

次のページをご覧ください。地域別で数字を載せてございます。赤羽西地区、王子地区の応募が多い状況でございます。ページ右側には現景観百選への応募の状況をお示しさせていただきます。現景観百選のうち53箇所に応募がございましたが、中でも78番、飛鳥山公園52件ということで一番多く応募がございました。

次に、資料1-2をご覧ください。候補地の応募を受け、候補地の選定について整理をさせていただきます。赤字が第1回検討会で、青字は第2回検討会で確認をさせていただきます事項になります。

景観投票の選定方法としては、原則として応募されたもの全て候補地とするとしながらも、「ただし、以下のとおり取りまとめます」ということで、(1)から(4)までまとめしております。(1)(2)(4)は対象外とするものの扱い、(3)は、同じ場所でも捉え方が違うものについてはそれぞれ一つの候補地として、また逆に場所が隣接しているなど、一定の広がりとしてまとめることができるものは、一つの候補地とするということとしております。

その他※で表記をしておりますけれども、現在、景観百選に位置づけられているもの、96箇所については候補とするとともに、所有者等の承諾が得られないものについては対象外とするということで整理をさせていただきました。

その結果、整理状況は以下のとおりとなっておりますが、資料1-2-1という候補リストと一緒にご覧いただければと思います。全部で10ページほどの表になってございますけれども、縦の左の欄から取りまとめ後の番号、現景観百選であるかどうかの欄がございまして、候補地の景観資源の名称、取りまとめ後の件数をあらわしております。件数の右の欄からは、応募状況をまとめてございまして、件数の右隣の番号は応募番号、その隣は応募の名称を表示してございまして、赤文字は区外の景観資源、青文字は見ている場所が区内であるものをあらわしております。右のほうの欄になりまして、テーマ分類については、応募された方が該当するであろうところに印をつけていただいたものでございます。

リストの左の欄に、一番左の欄に取りまとめ番号のところに着色されているものがございます。1ページから9ページにかけては黄色で着色をされておりますけれども、最後のページをご覧いただけますでしょうか。10ページになります。こちらには幾つか色がございまして、ナンバーの279が黄色、以下、紫、オレンジ、灰色、緑で着色されております。その着色の説明が、資料1-2の先ほどご覧いただきました資料のところで連動してございまして、景観投票の整理状況としてまとめているところになります。

(1) 北区外の候補地、280番は豊島区のため対象外ということで、リストでは紫色で表示をしております。(2) -①景観資源ではない候補地、281番は、景観資源ではないインターネットラジオの配信されている番組名称ということで、対象外としております。リストではオレンジ色に表示をしております。(2) -②現存しないもの5件の中には、現景観百選の中の4件も含まれております。

また応募されたものを整理する中で、(3) 複数の候補を一つの候補地にまとめることができるものが数多くございまして、53件に整理をさせていただいているところでございます。取りまとめた番号と名称は、リスト表と対応しているというような形で1-2-1のリストとあわせてご覧いただければと思っております。

次に資料1-2の右の欄、集合の図をご覧いただければと思います。現景観百選の100箇所、応募の341箇所に検討会で委員の方からご推薦いただいたものなど、9箇所の合計397箇所から右の矢印で整理をさせていただいたのは118箇所がマイナスとなりまして、候補地の総数は279ということで整理をさせていただきました。今現在この中で承諾をいただけないところが2箇所ははっきりしておりますので、277という形になりますが、承諾の有無を今確認中のものが2件ございますので、275から277箇所が候補地ということで、今選定を絞っているところでございます。

その下、地域分類別、景観のテーマ分類別、応募が多かった景観資源についての集計は以下のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

もう一つ、資料2-2ということで、こちらもし少し厚い資料としてA3判の写真がございまして。こちらは今回候補として取り上げた地域別の候補地の所在と写真を載せてございまして、後ほどご覧いただければと存じます。

この写真がたくさんある資料の一番後ろに、ホチキスで一緒にとめてありますけれども、資料1-5という選定スケジュールの表がございまして。とじたものの最後のページになります。順番が前後しますけれども、こちらからスケジュールについてまず説明をさせていただきます。左側の現行につきましては、前回の審議会でご提示をさせていただいたもので、これまで予定どおり進んできているという状況でございます。

今後の予定ですが、右側の変更案をご覧ください。ここで一つ訂正がございまして、平成29年度に実施しました候補募集の実施、こちらが8月20日までということになっておりますが、実際には9月8日まで実施をさせていただきます。恐れ入りますが訂正をお願いいたします。失礼いたします。

候補地の募集につきましては、今年度、学校の夏休みの期間を設定して、小学生の応

募を数多くいただけるのではないかとということで、事務局としては思っていたところですが、あまり数としては伸びませんでした。この状況につきましては検討会の中でも、待ちの姿勢でなくこちらから仕掛けていく工夫をしたほうが良いというご意見、また区民まつり等のイベントをうまく活用して投票していただいたほうが良いのではないかとご意見をいただきまして、来年度、投票に当たりましては、真ん中紫色で示させていただいておりますが、6月20日から10月15日まで、約4カ月間を投票期間と定めまして、区民まつりのイベント、あるいは放課後子どもプランのわくわくひろば、こちらでは、平日の放課後や土曜日に小学校のお子さんたちがさまざまな活動をしているということもお聞きしましたので、そちらにもご協力いただきながら、投票を募っていきたくと考えております。

また、投票期間中には後ほどご報告をさせていただきますが、昨年ご好評をいただきました隅田川の船上から景観をめぐるワークショップや、景観シンポジウムをあわせて開催をして、投票のPRをしていきたくと考えております。そのため、当初、来年度平成30年度内にガイドブックの発行までを予定しておりましたが、投票期間の延長に加えまして、再来年5月には新元号ということで、新たなまた年を迎えるということもございまして、5月に景観百選の認定をして、7月にガイドブックの発行をするということで、現在スケジュールの変更を考えているところでございます。

それでは、その2枚前にございます1-3という資料をご覧ください。こちらは投票の実施についてまとめているものでございます。投票期間は今ご説明させていただきましたが、6月20日から10月15日まで、投票できる方、対象者としまして、こちらは候補の募集と同じように、区内に限らず、どなたでもとさせていただき、子どもの部は小・中学生としております。

投票方法は、全候補地の写真と所在地のわかる地図を掲載した投票用パンフレットを作成し、投票箱を区の窓口や図書館等に設置するほか、以下記載されている方法で投票を募ってまいります。投票用紙のイメージは、その下の左側の一番下にあるようなイメージでございまして、右の欄にお進みいただきまして、投票内容、周知方法につきましては、お示しのとおりでございます。なお、添付資料の最後に、今、北区の景観百選を選定したときの投票パンフレットを抜粋したものをおつけしております。270箇所近く前回の投票候補ということで、投票を募ったわけでございますけれども、イメージとしてはそのようなものを考えてございます。

続きまして1-4をご覧ください。こちらは、目的のところでは平成31年5月予定として、審議会の答申に基づき新たな景観百選を選定することとしております。投票後の選定の方針につきましては、①から③まで「百選」「10選」「こどもが選ぶ景観」と、三つの部門を設けることを基本に、①の百選については、得票順位を尊重するとともに、投票によらない、または得票数は少なくとも区民が愛着をもち、誇りとなる景観については選定地とするということとしております。

②の10選につきましては、100選の中から選定すること。

こどもが選ぶ景観については、270余りの候補地の中から上位に位置する選定地を参考に、検討会、審議会で選定していただくこととして、100選とは独立した形で選定数も投票状況により決定したいと考えております。

右の欄は参考までに前回選定時の基本方針をお示しさせていただいております。

少し長くなりましたが、以上、新たな景観百選について、候補地の募集の応募結果並びに今後の進め方についてご報告させていただきました。ご審議のほどよろしく願います。

(会長)

どうもご苦労さまでした。新しい景観百選について、現在、推薦の結果と、それから今後の選定の進め方についてご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

現在、277の候補予定ということです。これについて来年度に少し期間をもたせて、区民まつりの期間にまとめて投票していただくということですが、このような事務局案でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ご説明していただきました案に沿って進めていただきたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

(都市計画課長)

ありがとうございます。

(会長)

それでは次に、次第の2番目になりますが、「平成29年度景観ワークショップの実施報告」、事務局からお願いします。

(都市計画課長)

それでは資料の2「平成29年度景観ワークショップの実施」についてご報告をさせていただきます。

今年度は、8月と11月の2回、景観ワークショップを実施させていただいております。

それでは表紙をおめくりいただいて、資料2-1をご覧ください。第1回景観ワークショップは、「荒川、隅田川の船上から北区の景観を巡る」と題して、新たな景観百選の候補地の募集期間中の8月24日に開催をさせていただきました。荒川知水資料館にお集まりいただきまして、荒川下流河川事務所のあらかわ号という屋根つきの船に乗船していただきまして、下にルートがございますけれども、おおむね七つのポイントを押さえる形で、川から北区の景観をご覧くださいました。

事前に北区ニュース7月20日号やホームページで募集させていただきました。42名の方からご応募をいただきました。しかしながら船の定員の関係もございまして、お断りした方や当日欠席された方もございまして、最終的には29名で参加ということになりました。当審議会からは会長、委員にもご参加をいただきました。

ページをおめくりいただきまして、2ページ、3ページにはそのときの様子を掲載しております。

3ページ下から6ページにかけて、当日の簡単なアンケートを行った結果をまとめております。おおむねご好評をいただいたかと思っております。来年度また投票期間中に同様のワークショップを展開したいと考えております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらは第2回景観ワークショップということで、「中央公園周辺の歴史ある景観を見て歩こう!」と題して、中央公園付近の歴史ある景観資源のまち歩きを11月7日に実施いたしました。参加者25名でした。こちらのワークショップにも会長、委員にご参加をいただきました。ありがとうございました。

中央公園文化センターにお集まりをいただきまして、中央公園周辺の歴史ある施設につ

いて、飛鳥山博物館の学芸員からミニ講義、その後、文化センター、自衛隊の十条駐屯地、中央図書館を見学する形で歩いていただきました。

こちらも2ページから3ページにそのときの様子を写真でお示しをさせていただいております。3ページの下から6ページにかけて当日の開催のアンケートをこちらもまとめさせていただいております。平日の午後ということで、若い人が参加しにくい時間帯というご指摘もいただいております。今後、開催時期についてももう少し工夫をしてまいりたいと考えております。

簡単ですが、ワークショップに関してのご報告は以上でございます。

(会長)

どうもご苦労さまでした。今年度行われた2回のワークショップについて、ご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

船の上から見る景観も、またふだんと違ってなかなか季節もよく、楽しかったです。来年度も計画されているようですので、ぜひ参加いただければと思います。駐屯地の中に入るのもときどきして楽しかったです。

それでは、先へ進ませていただきます。

次は3番目になりますが、景観届出等の状況報告で、事務局からお願いします。

(都市計画課長)

それでは資料3をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、資料3-1でございます。建物等と屋外広告物について、平成27年度からの新たな景観条例に基づいた届出の状況を集計しております。

建物等の景観届出件数は、一般地区、景観形成重点地区の各地区、地区区分ごとに建築行為、工作物、開発行為ということで行為別に集計をしております。

資料の一番下に※で表記をさせていただいておりますけれども、集計期間がそれぞれ年度ごとまちまちでございます。平成29年度は12月31日までの分としてまとめておりまして、平成28年度は、これは4月から3月31日までということで、1年間の集計。平成27年度につきましては、新たな条例施行が10月1日ということもございまして、半年間の3月31日ということで集計をさせていただいております。そのため、集計期間が異なることから、単純な比較はできませんけれども、実績としてお示しをさせていただいたものでございます。

平成29年度、建築等の景観届出件数は、建築行為は55件、工作物が7件、開発行為は3件ということで、合計で65件という数字でございます。昨年度と比べると今後の状況にもよりますけれども、届出件数の推移としては、昨年よりは少なくなるのかなと思っております。

また、屋外広告物についての事前相談件数につきましては、平成29年度3件、28年度10件ということで、数件から10件程度ということで推移をしております。

次に、届出いただいたものの中から、地区区分において代表的な事例を三つほど紹介させていただきます。資料3-2をご覧ください。

一つ目は、一般地区における建物で、「(仮称)浮間中学校等複合施設」です。周辺敷地へ向かって高さが低くなるようにパースの白い屋根の部分、体育館の屋根になるのですけれども、勾配をもたせて、周辺へ配慮するとともに、体育館の手前側、低いところが武道場ということで、低層とすることで、街並みと調和を図っております。

基本的な色彩については、モノトーン調で計画され、素材の色を生かしたアクセントカラーで周囲の景観にも配慮しているということで、意匠的にも工夫がされ、既存の、こちら桜並木があるのですけれども、それを残しつつ緑化がなされており、歩行者にも潤いを

与えていると評価させていただいております。

次のページをご覧ください。こちらは、景観形成重点地区の西が丘地区における「戸建住宅の計画」です。景観形成重点地区については、規模に関係なく届出をいただくということになっておりまして、一戸建ての平屋の計画でございました。道路側がオープンな外構の平屋で圧迫感もなく、フェンスの色も外壁とあわせ、樹木もバランスよく配置されております。街並みへの配慮が伺え、すっきりとした意匠で、緑地面積も確保されております。

次に3ページをご覧ください。こちらは景観形成重点地区の隅田川沿線地区の「豊島4丁目計画新築工事」です。地上15階建ての約220戸の集合住宅ということで計画をされておりました、豊島五丁目団地から連続する地区で、隅田川に対し、建物の長手方向が面する配置で連続したオープンスペースを確保するなどの周辺と一体的な空間が整備がなされております。

建物の高層部につきましては、白系の透明感のある素材を用い、またマリオン、左右を仕切る部材によって中高層の分節化により周辺への圧迫感に配慮をしております。建物の圧迫感の軽減、十分な公開空地、緑化計画について評価をさせていただいております。

続きまして、資料3-3をご覧ください。こちらは景観形成重点地区西が丘における建築物の届け出について、包括処理をさせていただいたものでございます。建築物の配置や敷地の面積の規模に一定程度ゆとりを確保するための数値基準について、手続の迅速化、簡素化を図るため、当審議会が認める場合をあらかじめ包括的に定めさせていただいております、この包括処理基準を適用した案件が、昨年4月から12月までの間に3件ございましたので、ご報告させていただくものです。

いずれも、建築物の敷地面積の最低限度100㎡と規定されておりますけれども、それを下回るものということでございます。この基準が適用された平成27年10月1日以前から既に敷地面積が下回っているということで、今回、この処理をさせていただいたものでございます。

裏面をご覧ください。案件ごとに計画概要、敷地面積、適用除外に対する確認事項をまとめてございます。それぞれ100㎡を下回るということですが、案件1以外はほぼほぼ100㎡の建築敷地ということでございます。

以上、景観届出等の状況等についてご報告をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(会長)

ご苦労さまでした。景観届出の状況についてご報告いただきましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

3-3なのですが、敷地面積100㎡というのがありますよね。あまり100㎡にこだわることはないのかなと思いますね。というのは、やっぱり影響するのは建物と、それに付属するものですね。一応バランスもあるのでしょうかけれども、いくら敷地が100㎡に満たないといっても、それはもう少し緩和したらいいのではないかと思いますね。私はそう思います。

(都市計画課長)

この建物敷地面積は、平成27年10月1日、今の条例から適用ということにさせていただいたのですが、以前は165㎡、50坪ということで、この地区、指定をさせていただいて、今、委員がご指摘いただいたように50坪は余りにも大き過ぎるのではない



かというようなことで、地域の中で何回か議論をさせていただいて、この計画をつくる際にもいろいろ意見交換をさせていただいた中で、この地域は100㎡でまとまった良質な住宅をつくっていかうということで、規準を定めさせていただいたという経過がございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

この3件の物件というのが役所のほうでお調べになっておわかりになったのですか。

(都市計画課長)

こちらの建築敷地については、届出をいただいて、あとこの基準適用以前から、その敷地かどうかということで、申請された方に登記簿をご提出いただき、あるいはまた古い住宅地図で実際にここの建物があるかないかということ調べた上で、敷地面積を確認しております。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

景観届出事例の3件のほうに関して質問なのですが、まずこの主な景観に対する配慮と、景観の評価というのは、どなたが作成された内容ですか。

(都市計画課長)

この建築物の景観の届出については、事前の協議をいただいて、また本協議ということで2回届出をいただくような形になっています。その間に、本日の委員でもいらっしゃいます委員を含め、北区には2名、景観アドバイザーの方がいらっしゃいまして、その方に現地をご覧いただいた上で、また計画書を見ていただいて評価をして、またこちらからも景観に対する配慮として、こういうことができないかというような要望もさせていただいて、まとめさせていただいたものです。

(委員)

ありがとうございます。よくわかりました。

質問なのですが、主な景観に対する配慮ということで、いろいろと書かれていて、非常に内容としてはいいかと思うのですけれども、ちょっとパースだけではなかなか判断できないところがあるかなと思いました。例えば周辺のオープンスペースと一体になっているとか、歩行者からの景観に配慮されているとか、そういったことが確認できるような資料が少し何かパースのほかにあるといいかなと思いました。内容については全く異論というのはございません。

(都市計画課長)

今、委員からご指摘のとおり、例えば平屋のほうにも庭先の中高木がバランスよく配置されているというのは、このパースではやはり少し判断しづらいことがございます。また今ご指摘いただいた豊島四丁目のほうも、そういったご指摘はごもっともだと思いますので、資料の出し方につきましては、今後工夫させていただきたいと思います。あり

がとうございました。

(会長)

スペースも限られてはいると思いますが、今、話題になっている2ページ目の住宅で言えば、こんなに大きく1枚どんと出さなくても、小さく幾つかの方向から撮った写真とかあったほうがわかりやすいですから、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

届け出を出していただいて、やりとりをしながら少しでもよい景観ということで努力されている。これからもよろしくお願いします。

それでは先に進みたいと思います。

次は、議事の四つ目になりますが、景観形成重点地区指定の取組みについて、事務局から説明をお願いします。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。

それでは、中央公園周辺地区の景観形成重点地区指定への取組みについてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の4-1をご覧ください。初めに、1の主旨になりますが、平成27年の9月に策定いたしました北区景観づくり計画では、積極的に景観づくりを進める特定地区として、景観形成重点地区、3地区と、今後取組みにより重点地区に移行を目指す景観形成方針地区6地区を定めてございます。この景観形成方針地区のうちの1地区である、中央公園周辺地区について新たに景観形成重点地区として指定できるよう、地域の方々の景観に対する意識を高めながら、今後取組みを進めていこうとするものでございます。

恐れ入りますが、資料の4-2をご覧ください。景観形成方針地区としての中央公園周辺地区の概要をお示ししてございます。1では、地区の概要をお示ししており、公園や自衛隊、私立の教育施設、集合住宅など、大規模な土地利用が大半を占め、公共施設等を中心にゆとりある緑豊かな景観が形成されているとしてございます。その上で、軍用地跡地に整備された中央公園や、赤レンガ倉庫を生かした中央図書館など、地区内の景観資源の調和に配慮した景観づくりを図るため、景観形成方針地区に定め、景観づくりを進めることが望ましい地区というようにまとめてございます。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、2で本地区の取扱いをご説明してございます。一つ目の丸は、中央公園周辺地区も含まれます景観形成方針地区のご説明でございまして、丸付き数字でお示しの6地区を方針地区として指定してございます。

二つ目の丸では、景観形成重点地区の説明となっておりまして、丸付き数字でお示しの3地区を指定してございます。景観づくり計画では、景観形成方針地区は景観づくりの取組みを進めることにより、重点地区への意向を目指す地区と位置づけてございまして、景観づくり計画策定以降、中央公園周辺地区は初めてその移行を目指す地区と、そういった取組みとなっております。

手続きとしましては、景観形成重点地区に指定するために必要な4項目を定める必要がございます。それが景観形成重点地区のところに小さな●で四つお示ししてございますが、具体的には重点地区とする区域を定めること、景観まちづくりの目標、良好な景観づくりに関する方針、景観形成基準の4点になります。このうち二つ目と三つ目の●については、景観形成方針地区として定める際に、既にまとめてございますので、残る2項目、つまり区域の設定と景観形成基準を定めていくこととなります。

たびたび恐れ入ります。再度4-2の資料をご覧ください。方針地区として定めた際にまとめました中央公園周辺地区の景観まちづくりの目標と、良好な景観づくりに関する

る方針が載っております。細かな説明は省略させていただきますが、2番では、景観まちづくりの目標として、先ほどご説明した地区の概要を前提に三つの目標を定めてございます。また3の良好な景観づくりに関する方針では、目標を実現するための方針として、やはり三つほどにまとめてございます。今後定めることとなる景観形成基準については、今ご覧いただきました目標や、方針を実現するために建築物や工作物等について、その配置や高さ、規模、景観、意匠、色彩など、もしくは公開空地や外構、緑化等についても数値等で細かく定めていくものでございます。

資料1枚目の裏面になりますが、今後の予定をお示ししてございます。4月以降、30年度につきましても、主に地域住民の方々の気運醸成を図りながら、並行して区域及び景観形成基準の検討を行ってまいり、31年度には重点地区として指定できるよう進めてまいります。また重点地区として指定する区域ですが、資料では想定として方針地区のエリアをそのままお示ししてございますが、今後の検討次第では区域を明確にしていく必要がございますため、エリアの範囲が変更になってくる場合もございます。

私からの説明は以上でございます。

(会長)

どうもご苦労さまでした。現在、景観形成方針地区に指定されている中央公園周辺地区を景観形成重点地区に格上げしていこうということで、ご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

この地域は、どちらかというと比較的大規模な施設が多いという印象があるのですが、ここを新たに重点地区に指定するというのは、何か今後そのような具体的な案件があるのかなと思いましたので、もしおわかりであれば一つ。

それと、あと先ほどご説明があったのですが、私も西が丘のところをよく景観で行っているのですが、端のほうについてここまで地域指定する必要があるのかなと。どこまで地域指定するかということがすごく大切なことだと思います。先ほどご説明があったこの図ですと何かあいまいに広がっているんで、この例えば公園の外側の、比較的戸建ての住宅みだいになっているところまで広がっていますよね。そういうところが何となくいかげんに引かれてしまうと、そこが将来的に大きな問題になることがあるので、その境界を決めるときには、かなり慎重な審議をされたほうがいいかなということで、意見を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。

初めに、中央公園周辺地区を選んだ理由でございますが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、方針地区六つ、いずれも全て、いずれかは重点地区に指定させていただくよう目指させていただくものでございます。その中で、一番初めに中央公園を選んだ理由でございますが、4-1の資料をご覧くださいませでしょうか。2番の一つ目の大きな丸のところ、六つほど方針地区をお示ししてございます。よく見ますと、②、③、④、⑤は、河川もしくは崖線沿いの非常に超大なエリアとなっております。私も今回初めて方針地区から重点地区へ取り組む事業を行うに当たりまして、景観まちづくりの基本姿勢を区民とともにというようにさせていただいてございますので、事業のしやすい環境ということを考えますと、普段のコミュニティ単位で共同で作業を進めさせていただくのが、第1号の試みとしてはやりやすいのではないかと判断をさせていただいたというのが1点目でございます。

また2点目ですが、中央公園周辺地区では地区中心にある自衛隊を約半周囲むように区道がございます。沿道では東京都による大規模な都営住宅の建てかえ計画が現在も進んでおりまして、今後もまたさらに新たな計画が進む予定となっております。これにあわせて区による道路拡幅計画もございまして、沿道の装いかわる機会がございますので、地域の方々に意識をもってもらうタイミングとしては、格好なチャンスなのではないかということで、こちらの地区を選ばせていただきました。

2点目のご質問の区域の関係でございますが、今の規定では重点地区とするときに、方針地区と異なりまして区域を明確化することを規定してございますので、どうしてもお手元の方針地区のように、ぼわぼわっとどこまでが規制の対象になるような形で読めるような形ではなかなか決められないと思っております。一方で、規制の対象となってくるわけですので、区域の範囲については慎重に検討させていただきたいと思っております。

また区域を絞ったときに、それが方針地区より小さくなる場合も十分考えられることだと思っております。そのときに区域から外れた部分を今後どう扱っていくのかというの、審議会の委員の先生方とご相談させていただきながら、また進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

いろいろ検討する課題がこの場でも出てくるようですので、その節はまたよろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

質問なのですけれども、エリア指定について十条の自衛隊が中にすっぽり入るようになっていますが、例えば十条の自衛隊、これは陸海空軍の補給本部が入っているという、かなり特殊な駐屯地と聞いているのですけれども、建物も幾つかございますので、今後建てかえるときに、当然この審議会にかかってしまうということになるのでしょうか。

(会長)

事務局お願ひします。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。建物などの耐用年数からすると、まだ大分先の話かと思ひますけれども、届け出上は事前に協議をいただくということでは、ほかの建物と同じ性格だというように理解してございます。

(委員)

わかりました。ただ、性格上自衛隊ですから、今後かなり特殊な建物などが建った場合に、この審議会の要望がどこまでちゃんと取り入れられるか、国として、自衛隊として、防衛省として受けていただけるのかどうか、事前の協議がどこまでできるのか。結局無視と言っては申しわけないのですけれども、景観にかけたとしても、余り相手にされないというようなこともあるのか、それとも国はやはり決められた以上は、地域のそのような条例にあわせて、しっかりとした景観にあった建物を計画するようにするのかという、その辺のところどうなのかなと思ひまして。

(会長)

事務局、お願いします。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。景観法に基づく対応ということになりますので、そういう意味でいうと自衛隊だけ、法律が適用されないとは考えてございませんが、今後2カ年にわたる取り組みですので、そういった計画があるのかどうかも、自衛隊さんの意見等もよく聞いて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

(会長)

そういうことでよろしいでしょうか。

(委員)

今の話にかかわるのですが、20年間ぐらい景観アドバイザーを務めていらっしゃいました前任の方から私がお聞きした話なのですが、あそこにある鉄塔ございますよね。当初、あれはオレンジと白の縞々の模様で景観が出てきたようです。それで、それは景観的に問題があるということで、グラデーションがついて徐々に色がかわっていくような感じにし、そこでその色にかえるかわりに、ランプをつければそのような縞々でなくてもいいということを強く要望して、変更していただいたという経緯がありますので、理解はあるというように思っております。

(会長)

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

先ほどこのご説明で、道路の拡張計画があるというようなお話がございましたけれども、今、どの辺なのかはおわかりになりますか。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。4-1の裏面の資料をちょっとご覧いただけますでしょうか。どちら側かというのと円の右側になります。中央図書館の前の通り、おわかりいただけますでしょうか。こちらが現況、一番下の王子本町三丁目町会というところから延びてきている道路に接するところまで、狭いところで7メートル、広いところで11メートルほどあるのですが、これを12メートルまで拡幅する計画がございます。ですから、広くなるところでは5メートルほど拡がる予定でございます。

(委員)

ありがとうございます。そうしますと、都営住宅などがある部分も拡張されるというような考えですか。

(会長)

お願いします。

(まちづくり推進課長)

特に円の下のほう、先ほどご紹介しました王子本町三丁目町会というほうから延びて

きている道路に近づけば近づくほど、道路の幅員が狭くなっていますので、右側、今王子本町二丁目アパートの解体前の号棟が建っていますけれども、こちら側のほうに道路が拡幅されていくとご理解いただければと思います。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

それでは、委員。

(委員)

今後、地元の区民の皆様とワークショップなどを重ねていくということでしたので、やはり景観づくりというのは、ただ単に景色がいいですとか、緑が多いただけではいけないということは、毎回お話されております。今、この地区では、小中学校で地域学習という時間がございます。小学校ですと4年生なのですが、例えば地域の神社などの歴史的なものが、たくさんあるということで、ここの地区の小学校、中学校は特にそのようなものを学習の中に取り込んでいます。

また、1月20日に、北区でコミスポたきのがわという、総合型地域スポーツクラブが設立いたしました。こちらはやはり北区が少子高齢化の区ですので、健康寿命を上げようということで、地域のお年寄りなどを中心に、ゆるスポーツを含めたいろんな運動をしましょうと、そのようなクラブができました。今まで何回かやった体験会においても、この地域というのはとても景観がよいということで、中央公園ですとか、自衛隊ですとか、川のほうに行くところすとか、大変好評だということです。意外と地域に住んでいるとそういうよさがわからないということがありますので、こういうところをやはり地域の方に、子どもたちに、そのような学習にすごく重要な場所であるということ、景観資源だということをきちんと伝えていただいて、地域の方たちと一緒につくっていかねばならないように思います。

(会長)

どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。住民の皆さんと十分コミュニケーションをとりながらということです。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。どうもありがとうございます。ご案内のとおり景観づくりの計画の中でも計画の基本姿勢としまして、すぐれたものを守り育てていく、足りないものはつくり補っていくということで、現在の世代だけではなくて、当然将来の世代のために景観をつくっていくんだということを書いておりますので、先ほどワークショップを平日の日中にやって不評だったという説明もあったかと思いますが、むしろ参加いただいている方の土俵に我々が上がって、小学生や中学生や、もしくはここで学ぶ方たち、またいろんな活動される方たちの時間に合わせる形でいろんな方々が参加できるようにして、一つの重点地区への指定に向け一歩一歩歩いていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

(会長)

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

(会長)

それでは、委員の皆さんからいただいたご意見を十分に参考としていただき、進めていただければと思います。

それでは、続きまして、5番目その他ですが、事務局から何かございますか。

(委員)

1点、お知らせがございます。

地域振興部は観光も担当しております。景観と観光は少し関係があるかなと思い、今、チラシを配付させていただきました。東京都北区観光協会が主催で、北とぴあの17階を使って、スカイラウンジポラリス・期間限定バレンタインナイトというのをやるというお話を伺いましたので宣伝をさせていただきました。お知り合いにお声かけいただければ大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

はい、どうも。楽しそうですね。

ほかに、よろしいですか。

(委員)

絵を描いているものとして、一言お礼を言いたいと思ってマイクをとりました。それは、このページです。ここから始まっているページをこしらえた方にぜひお礼を言おうと思っています。ぜひお礼を言いたいと思ったのは、これ北区内の写真が300枚ぐらいあるんですね。これを見ると誰でも北区というまちがわかるんですよ。名称がわかったというのではなくて、日常がわかるという意味で、この300枚ぐらいの写真と地図では、とても役に立つものではないかと思っています。なので、こしらえてくれた方に、これを見た瞬間に、大変な仕事をなさってくれたんだなと思って、一言ありがとうございます。北区というまちをわかる形にさせていただいてお礼を言おうと思いマイクをとりました。ありがとうございます。

(会長)

どうもありがとうございます。素晴らしい資料をつくっていただいたということでございます。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

私もこの景観百選の資料が非常に充実していて、重複等のチェックというか統合は非常に細かい作業だと思うのですが、すごくよくまとめておられて素晴らしいと思いました。

また、次回以降になりますけれども、まとめられるときに百選で順位はつけないので、日常の視点や資源ですとか、ここの中だと推薦が多いようですけれども、お祭りといったような、普通の何か物という感じの景観だけではなくて地域の方々が日々大事にしておられる空間が入っている様子が資料からとてもよくわかりました。今からこれだけの充実した状況ですと、今後まとめられるときも、そのよさをさらに出していただけるような資料というのも、事務局さんに大変期待しております。大変すばら

しい仕事だと思いました。

(会長)

どうもありがとうございます。よくお役所仕事という言葉がありますが、北区のお役所仕事は一味も二味も違うという、皆さんから評価をいただいています。これからもよろしくをお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

( なし )

## 7. 閉 会

(会長)

それでは、熱心にご協力いただきまして、本日の議事全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

事務局にマイクをお返しします。

(まちづくり部長)

皆様におかれましては、本当にご熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。お話にございましたように、観光資源と景観資源、非常に関連性のある内容でございます。これからも、もしかしたら観光資源として、景観資源という形で、この審議会等でご紹介ができるのかなと考えてございますけれども、今日の宣伝はちょっとどこで関連があるかわかりませんが、まずは一番最初のプロローグとして感じ取っていただければと思っております。

これからも観光と景観については連携してまいるということでございます。

それでは、本日はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。